

# 神戸学院法学

第13卷 第3号

## 論 説

行政の自己拘束の観念と範囲

——西ドイツにおける最近の動向を中心として——

..... 乙 部 哲 郎 (一)

教育情報の公開とプライバシーの保護

——アメリカの「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」を中心として——

..... 荏 原 明 則 (三)

職務質問の研究(一)

——アメリカ社会と警察——

..... 渡 辺 修 (五)

## 資 料

性転換法の年令制限に対する違憲判決

——西ドイツ—— ..... 石 原 明 (三三)

1983年1月

神戸学院大学法学会